

指定施業要件変更予定告示附属明細書

(令和8年2月10日付け兵庫県告示第77号附属)

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大糠字カナツノ488、488の1、489、490
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る伐採のできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
 - イ 立木の伐採の限度
 - (ア) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、円山川地域森林計画区矢田川区域の水源の涵養のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの面積を加えて得た面積とする。
矢田川区域とは、次の地域をいう。
豊岡市竹野町、美方郡香美町
 - (イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。
 - (ウ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
 - ウ 植栽
 - (ア) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第34条第2項の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。
スギ（3,000本）、ヒノキ（3,000本）、マツ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）
 - (イ) 択伐により伐採をすることができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該

森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

スギ(3,000本)、ヒノキ(3,000本)、マツ(3,000本)又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹(3,000本)

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区高井字三ノ谷165、宇蛇雨326、329、村岡区相田字相田谷287の3

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る伐採のできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、円山川地域森林計画区矢田川区域の水源の涵養のために指定された保安林(当該保安林が2以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。)のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林(保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。)及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢(これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢)に相当する数で除して得た面積(以下「総年伐面積」という。)に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの面積を加えて得た面積とする。

矢田川区域とは、次の地域をいう。

豊岡市竹野町、美方郡香美町

(イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。

(ウ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ 植栽

(ア) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第34条第2項の許可(以下「当該許可」という。)がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

村岡区相田字相田谷287の3

所在の森林

スギ(3,000本)、ヒノキ(3,000本)、マツ(3,000本)又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹(3,000本)

- (イ) 択伐により伐採をすることができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

村岡区相田字相田谷287の3

所在の森林

スギ(3,000本)、ヒノキ(3,000本)、マツ(3,000本)又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹(3,000本)

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区熊波字コチ谷17から24まで、32、33、39、40、45から47まで、51から54まで、字丸山69から76まで、78から84まで、字ウバ谷175、176、178から184まで、190、192から194まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る伐採のできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、円山川地域森林計画区矢田川区域の水源の涵養のために指定された保安林(当該保安林が2以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。)のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林(保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。)及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢(これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢)に相当する数で除して得た面積(以下「総年伐面積」という。)に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの面積を加えて得た面積とする。

矢田川区域とは、次の地域をいう。

豊岡市竹野町、美方郡香美町

(イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。

(ウ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ 植栽

(ア) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第34条第2項の許可(以下「当該許可」という。)がなされた場合において、当該許可がなされた

区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

スギ（3,000本）、ヒノキ（3,000本）、マツ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

- (イ) 択伐により伐採をすることができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

スギ（3,000本）、ヒノキ（3,000本）、マツ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）